

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[憲法]

2024年11月9日(土)

12:20～13:20

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1 ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔憲法〕（８０点）

国は、A市内にB国際空港の建設を進めてきた。ところが、建設予定地近隣の住民やこれを支援する過激派集団C団体などが、建設に対して激しい反対闘争を繰り広げたため、建設は大幅に遅れ、さらに開港予定日の直前には、C団体の構成員十数名が空港敷地内に侵入し、機器を破壊する等の事件を引き起こした。そこで国会は、新空港の安全確保のためとして、「B国際空港の安全確保に関する緊急措置法」（以下「法」という。下記「参考条文」参照）を制定した。法は、「B国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側３千メートルの線までの区域」を「規制区域」とした上で、国土交通大臣が、規制区域内での建築物等における「暴力主義的破壊活動者の集合の用」に供することを禁止することができる旨定め（３条１項柱書及び１号）、違反に対する罰則を設けている（９条１項）。

法の発効後、国土交通大臣は、県警等の調査情報に基づいて、規制区域内のある地上３階地下１階の建築物（以下「本件工作物」という。）がC団体の拠点として週１回程度利用されていると判断し、本件工作物の所有者でありC団体の構成員でもあるXに対し、１年間の期限を付して、本件工作物を、法３条１項１号の定める集合の用に供することを禁止する命令を発し、その後も３年にわたり同様の命令を発し続けた（これらの命令を合わせて、以下「本件命令」という。）。なお、法３条１項の規定する命令には、行政手続法は適用されないこととされており、本件命令も、Xに告知と聴聞の機会を与えることなく発せられた。

Xは、本件命令が違法であるとして、国を相手取り損害賠償を求める訴えを提起した。これに関する以下の設問に答えなさい（なお、C団体の構成員が、法の定義する「暴力主義的破壊活動者」に該当することについては、争いはないものとする。）。

（１）Xは、法３条１項柱書及び１号の規定が、集会の自由を不当に侵害するもので、憲法２１条１項に違反すると主張した。この主張の可否を検討しなさい。（４０点）

（２）Xは、Xに告知と聴聞の機会を与えることなく発せられた本件命令が、適正手続について定めた憲法３１条に違反すると主張した。この主張の可否を検討しなさい。（４０点）

〔参考条文〕

B国際空港の安全確保に関する緊急措置法（抜粋）

（工作物の使用の禁止等）

第３条 国土交通大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用

〔２号以下及び２項以下省略〕

（罰則）

第９条 第３条第１項の規定による国土交通大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、６月以下の懲役又は１０万円以下の罰金に処する。

〔２項省略〕

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[刑法]

2024年11月9日(土)

13:45～14:45

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1 ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[刑法] (80点)

保護責任者遺棄等罪(刑法218条)における保護責任と不真正不作為犯の成立要件たる作為義務との関係につき、次の(1)から(3)に答えなさい。

(1) 保護責任と作為義務とを同視する(保護責任=作為義務)立場について、この2つを同視する理由を述べた上で、遺棄罪(刑法217条)および保護責任者遺棄等罪における「遺棄」の概念を説明しなさい。(25点)

(2) 保護責任と作為義務とを同視せず異なるとする(保護責任≠作為義務)立場について、この2つを同視しない理由を述べた上で、遺棄罪および保護責任者遺棄等罪における「遺棄」の概念を説明しなさい。(25点)

(3) 上記2つの立場で結論を異にする事例を挙げて、自らの立場から導かれる結論の妥当性を説得的に論じなさい。(30点)

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[民法]

2024年11月9日(土)

15:10～16:30

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は2問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (40点)

Aは、その所有する建物（以下「本件建物」という。）をBに1000万円で売却することにし、Bとともに本件建物を検分した。その1週間後、ABは本件建物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、代金は、本件建物の引渡し及び移転登記と引き換えに、本件売買契約締結の1週間後に支払うことにした。なお、Bは、本件売買契約締結の翌日に、本件建物を1300万円でCに売却する契約を締結した。

このことを前提に、次の（1）から（3）までの問いに対し、根拠となる民法の条文を挙げて答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

（1）本件売買契約締結の前日に、本件建物が焼失したが、ABともにそれを知らずに本件売買契約を締結した場合、Bは、Aに対して損害賠償を請求することができるか。解答しなさい。

（2）本件売買契約締結後代金支払期日の前に、改めて本件建物を下見したBのタバコの不始末により本件建物が焼失したため、Bは本件売買契約につき解除の意思表示をした。この解除は認められるか。解答しなさい。

（3）本件売買契約締結後代金支払期日の前に、震度7の大地震により本件建物が全壊したが、Aは代金支払期日にBに対して代金1000万円を請求した。①この請求に対して、Bはどのような反論をすることができるか。②また、Bは代金を支払いたくないので代金債務を消滅させたいと考えている。Bはどのような主張をすることができるか。解答しなさい。

第2問（60点）

Xは、建設会社Yとの間で、自己所有の甲土地の上に乙建物（Xの住居部分と賃貸用テナント部分からなる）を総工費1億円で建築してもらう旨の契約をした。Yは、乙建物の建築に必要な全材料を自ら提供し乙建物を完成させ、Xに引き渡した。その後、Xは、乙建物のテナント部分を店舗としてMに賃貸した。ところが、XとMがそれぞれ乙建物の住居部分の居住とテナント部分の使用を始めてすぐに、乙建物の住居部分とテナント部分の雨漏り（以下「本件雨漏り」という。）が見つかった。本件雨漏りの原因はYによる屋根の施工不良であった。

なお、Xが、Yに対して、本件雨漏りの原因となる注文又は指図をしたことはない。また、本件雨漏りのためX所有の家財及びM所有の機械が汚損し、それぞれ20万円の損害が発生した。

以上を前提に、次の（1）及び（2）の問いに対し、根拠となる民法の条文を挙げて答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

（1）Xは、誰に対して、どのような請求をすることができるかについて解答しなさい。なお、Xは、適切な処置を講じた上で乙建物を使い続けたいと考えている。

（2）Mは、誰に対して、どのような請求をすることができるかについて解答しなさい。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[商法・民事訴訟法]

2024年11月9日(土)

16:55～17:55

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は商法1問、民事訴訟法2問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[商法] (30点)

次の事実を読んで、(1) 及び (2) に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

甲株式会社の発行済株式の全部を保有する株主Aが死亡し、Aの子であるB、C及びDが当該株式の全部を共同相続した。しかし、甲社の経営をめぐる争いがあったため、B、C及びDの間に何の協議も成立せず、当該株式についての権利を行使する者は定められていないものとする。

(1) ①共有に属する株式の権利行使方法について定めた会社法の規定を指摘し、②当該規定により、株式の共有者が共有株式についての権利を行使する者を定める場合、共有者の全員一致によって定めなければならないかについて、論じなさい。

(2) 甲社の株主総会が実際には開かれなかったにもかかわらず、Bを取締役に選任する株主総会決議がされたとしてその旨が登記されたため、Cは、当該株主総会決議の不存在確認の訴えを提起しようとしている。Cの原告適格について論じなさい。

[民事訴訟法] (30点)

第1問 (15点)

共同訴訟人間における証拠共通について説明しなさい。

第2問 (15点)

土地を所有するXが、地上に建物を所有するYを被告として、土地所有権に基づいて建物収去土地明渡しを求める訴えを提起し、Xの請求を認容する判決が確定した。その後にYから当該建物を譲り受けたZに対して、確定判決の既判力は及ぶか、論じなさい。